

袋井市農業委員会総会議事録

- 1 開会の日及び場所 令和5年9月19日(火) 午後1時30分～午後4時00分
袋井市役所 301 会議室

- 2 議事の構成 農業委員16名
- | | | | | | | |
|------|------|----|-----|------|----|-----|
| 出席委員 | 1 番 | 松田 | 博久 | 2 番 | 大庭 | 嘉則 |
| | 3 番 | 永井 | 英男 | 4 番 | 石黒 | 正幸 |
| | 5 番 | 岩井 | 俊弘 | 6 番 | 永田 | 勝美 |
| | 7 番 | 西村 | 淳子 | 8 番 | 村松 | 恵美子 |
| | 9 番 | 金井 | 義人 | 10 番 | 松本 | 芳廣 |
| | 11 番 | 村松 | 保男 | 12 番 | 加藤 | 元章 |
| | 13 番 | 金原 | 純一郎 | 14 番 | 渥美 | 敦子 |
| | 15 番 | 松浦 | 重信 | 16 番 | 安間 | 啓一 |
- 欠席委員

- 3 事務局
- | | |
|--------------|-----|
| 産業部長 | 1 人 |
| 農政課長 | 1 人 |
| 参事兼農地利用係統括係長 | 1 人 |
| 農地利用係長 | 1 人 |
| 農地利用係主任 | 1 人 |
| 農地利用係主事 | 1 人 |

4 議 事

事務局 (鈴木) それでは、次第に従いまして総会に入ります。議事につきましては「会長」の進行でお願いします。

会長 それでは、ただいまから9月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、
「5番岩井俊弘委員」、「6番西村 淳子委員」を指名いたします。

次に、日程第2、
「議第35号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

会長 事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

(浜本)

農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第3条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

豊沢 []、畑、 [] m²

[] から []

への区分地上権設定（期間3年）になります。

。 今回の権利設定は、区分地上権となりますが、この区分地上権とは、地下または上空に工作物等を設置する場合に必要となるものです。こちらの案件は、農地に支柱を立てて営農をしながら上部空間に太陽光発電設備を設置するもの（＝営農型太陽光を行うもの）となります。設置者が [] となっております。営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合、農地に支柱を立てる許可として5条許可に係る申請と、区分地上権の設定の許可として3条許可に係る申請を同時に行う必要があります。そのため、今回、農地上部の太陽光発電パネル部分に区分地上権を設定する農地法第3条の許可申請がございました。

【2】

中新田 []、田、 [] m²

[] から []

への所有権移転になります。

計2件、 [] m²でございます。

以上でございます。

次に担当農業委員から説明をお願いします

松田委員

1番の説明をいたします。

場所は、 [] 集落の南側で、 [] 西側になります。

[] が [] 畑を借りて [] を栽培しております。その上に太陽光パネルを設置するために、区分地上権を設定したいとのことです。特に問題ないと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。

安間委員

2番の説明をいたします。

中新田 []、 [] さんから [] さんへの所有権移転となります。この案件については、 [] さんが相続により取得した農地です。

[] さんが現在耕作している農地で、 []

[] 特に問題ないと思われます。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第35号につきましては、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

ご異議なしと認めます。

よって議第35号については、承認することに決しました。

次に「議第36号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(川村)

それでは、2ページをご覧ください。議第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

神長■■■■、畑、■■■㎡、につきましては、■■■■が自己用住宅敷地のため、転用申請するもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【2】

東同笠■■■■、田、■■■㎡、ほか1筆、計■■■㎡につきましては、■■■■が貸駐車場敷地のため、転用申請するもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

以上、計2件、田 ■■■㎡、畑 ■■■㎡でございます。

会長

次に担当農業委員から説明をお願いします。

松田委員

1番の説明をいたします。

申請地の■■■さんは、現在東京にお住まいなのですが、こちらに戻ってきて自己用住宅を建てたいとのことで、申請がありました。

周りは、住宅地で公共下水も通っておりますので、問題ないと思われます。よろしくお願いいたします。

安間委員

2番の説明をいたします。

東同笠■■■■と■■■■を駐車場敷地としての申請になります。

この案件につきましては、始末書がついておりまして、もとは■■■■として一体で使用しておりまして、農地であったことは知らず使用しておりま

した。今後、貸駐車場敷地として利用するというので、特に問題ないと思われます。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第36号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

ご異議なしと認めます。

よって議第36号については、承認することに決しました。

次に「議第37号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

会長

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(川村)

議第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

【1】

豊沢 [] の一部、畑、 [] m²の内 [] m²につきまして、

[] から

[] へ賃貸借により、営農型太陽光発電施設敷地として転用申請されるもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地で、原則不許可となりますが、3年間の一時転用申請です。

耕作者は、 [] で、 [] を栽培する計画となっております。

【2】

堀越 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から []

[] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地拡張として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【3】

広岡 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から []

[] へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【4】

村松 []、田、 [] m²ほか2筆、計 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【5】

横井 []、畑、 [] m²ほか1筆、計 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【6】

山田 []、畑、 [] m²、計 [] m²につきましては、 [] から [] へ使用貸借により、進入路敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当し、2か月間の一時転用申請です。

【7】

山田 []、田、 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、太陽光発電施設敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【8】

浅名 []、田、 [] m²、計 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、宅地分譲敷地として転用申請されるもので、申請地は、第二種住居地域に指定されており、第三種農地に該当します。

【9】

浅岡 []、田、 [] m²ほか1筆、計 [] m²につきましては、 [] ほか [] から [] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用の申請をするもので、申請地は、第一種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

以上、計9件、田、 [] m²、畑、 [] m²でございます。

会長

次に担当農業委員から説明をお願いします。

松田委員

1番の説明をいたします。

先ほどの区分地上権を設定した農地法第3条と同じ畑になります。
太陽光パネルの支柱部分の3年間の一時転用ということになります。
特段、問題はないと思われます。
よろしくお願いいたします。

永井委員

2 番の説明をいたします。

申請地は、堀越で市道[]の[]東側になります。
[]から[]へ所有権移転をして、[]の住宅敷地を拡張して駐車場にするための許可申請です。

雨水は、新設の道路側溝へ流す計画となっております。

南側の隣地に[]畑がありますが、特に問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

石黒委員

3 番の説明をいたします。

申請地は、広岡[]で、[]南側になります。

申請者の[]さんは現在お住まいの[]が手狭になりまして、[]親が所有している土地を借り受けまして、自己用住宅敷地にしたいとの申請がありました。

申請地は住宅地についた畑で、周りも宅地であり、周囲の農地へ影響はないと思います。生活排水につきましては合併浄化槽を通しまして市道のU字溝へ流します。雨水についても同様に流します。

特に問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

続きまして4 番の説明をいたします。

申請地は村松[]で、[]東側になります。

申請者の[]さんは、現在の住んでいる[]が手狭になり、住宅を新築したいと考えておりました。申請地は、閑静で住環境に良いと思い申請がありました。申請地は2 種農地で、住宅も点在しており、周辺の農地に影響はないと思います。生活排水については合併浄化槽を通じて市道U字溝へ、雨水も同様に流します。特に問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

岩井委員

5 番の説明をいたします。

場所は横井[]の西側で、[]の北側に位置しております。

申請地周辺は住宅が密集しており、周辺の農地への影響はないと思われます。また、排水については、北西の角から西側の道路側溝へ流す計画となっております。

特に問題等はないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

金井委員

6 番、7 番続けて、説明をいたします。

最初に7 番から説明させていただきます。

[]さんが[]さんに太陽光発電施設を設置することになります。

ここは農地ですが、以前から農地としては使用しておりません。

雨水については、土側溝、自然浸透で問題ないと思われます。

6 番については、太陽光発電施設を設置にあたり、進入路がないため[]

さんの農地を進入路として利用する一時転用となっております。
問題ないと思われます。
ご審議、よろしくお願いいたします。

加藤委員

8番の説明をいたします。
場所は浅名で、[]南側になります。
[]さんから[]へ所有権移転し、宅地分譲[]の申請です。
北側は、[]分譲住宅した場所となります。
下水は、公共下水道に流します。
雨水は、道路のU字溝に流す計画となっております、問題ないと思われます。
ご審議、よろしくお願いいたします。

渥美委員

9番の説明をいたします。
申請地は浅岡で、[]西へ[]行ったところ
で、[]の西側です。
この場所は転用済地で、建築工事に入る予定でしたが、社会的経済状況の
悪化により、生活が一変し、当時、計画者である[]さんが亡くなられ計
画を断念いたしました。今回は、相続により取得した土地を管理できなくて
売却することになりました。生活排水は公共下水道へ排水します。
特に問題ないと思われますので、ご審議、よろしくお願いいたします。

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

安間委員

1番の案件で教えてください。
太陽光発電施設の下で[]栽培をするということですが、初めて聞く作
物でどのような栽培をするのでしょうか。

事務局
(芝崎)

栽培者の[]は、[]柑橘類を栽培しておりまして、栽培技
術はもっている法人です。[]は糖度が低く、他の柑橘類よりも日光を必
要としないそうで、営農型太陽光発電に向いている作物と伺っております。

安間委員

7番の案件は、太陽光発電のみの転用ですか。

事務局
(芝崎)

ここは、白地の農地で太陽光発電のみの転用となっております。

安間委員

このような転用は、過去にありますか。

事務局
(芝崎)
会長

最近はありませんが、過去には太陽光発電施設のみの転用はあります。
ほかに質問はありませんか。

会長

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第37号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長

ご異議なしと認めます。

よって議第37号については、承認することに決しました。

次に「議第38号 農用地利用集積等促進計画に係る意見聴取について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(浜本)

議案の7ページをご覧ください。

議案を読み上げる前に、今回の議案について、概要をご説明いたします。

今回の議案につきましては、[]さんと[]さんが農業振興公社を通じて、個人で借りていた農地を[]へ耕作の権利を移転するものです。

議第38号「農用地利用集積等促進計画に係る意見聴取について」。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項により農用地利用集積等促進計画案を作成いたしましたので、同条第3項に基づき意見を求めます。

【1】

岡崎[]、畑、[]m²、貸主、[]
[]、借主、[]、作物、茶、始期、令和6年[]、終期、令和8年[]、ほか348筆

計349筆、209,191.31m²でございます。

この議案につきまして、事務局より補足説明いたします。

借主として記載されている[]ですが、[]地区を中心に[]耕作している担い手農家でございます。

今回の案件につきましては、現在、[]の事業はお茶の加工のみとなっており、[]生産については、[]さん、[]名義で行っており、生産は個人経営、加工は法人経営というような形となっております。

そのため、農地の貸借については、[]を通じて[]さんが個人名義で借りていましたが、経理が煩雑となっていることから、この度、個人と法人経営を分けていたものを、今回全て法人に一本化させるため、

個人で借りていた全ての農地を[]が借りるよう変更するものです。

以上でございます。

会長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

松本委員 設定する終期が異なっておりますが、どのような理由で、場合によっては統一できないのかお伺いいたします。

事務局 (浜本) 終期が異なっているのは、個人で借り始めた時期が異なっており、始期のみを統一したことから、それぞれの終期が異なっております。

事務局 (荒浪) 今まで、農地集積計画と配分計画が基盤法と農地バンク法で分かれておりましたが、これを1本化したものが新法の促進計画となります。

今まで地権者から白紙委任されたものが、配分計画により[]さん個人に配分されておりましたが、4月から農地バンク法が改正され、旧法では配分替えができなくなり、新法の促進計画により、農地の付け替えをするものです。

松本委員からのご質問の始期、終期の関係ですが、農地中間管理事業でそれぞれ10年間の設定をしております。今回は[]と[]さんの間で18条確約を行い、始期を合わせたただけですので、終期はばらばらになっております。

ご質問の意図は、始期、終期を合わせれば、次の更新に一括して処理できるのではないかというご質問だと思いますが、現時点では、終期を合わせる場所まではできないとのこと。

今後、始期、終期が揃っていたほうが良いのではないかと思いますので、[]さんに提案していきたいと考えております。

安間委員 経営者といたしましては、終期がばらばらのほうが経営としては望ましいと思われます。更新時期が同じになった場合、地権者の都合で全体が更新できなくなってしまう恐れもありますので、契約は別々のほうがよいと思われます。

会長 一度に契約を更新するよりも、数回に分けて更新するほうが、経営者への負担が軽減されるということもあります。

ほかに何かありませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第38号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

ご異議なしと認めます。
よって議第38号については、承認することに決しました。

次に、「議第39号 「袋井市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について事務局から説明をお願いします。

= 事務局説明 =

この基盤法については、8月の農業委員会でも説明していただきまして、今回で2回目になります。皆さんから、意見等ありましたらお願いいたします。

安間委員 地図はいつごろから作成するのか。

事務局 (荒浪) 地図は、10月から着手し、令和6年度までに作成することになっておりますので、9地区で進めてまいりたいと思います。

村松委員 荒廃農地の関係になりますが、地図に色分けされております。今後、農業者の高齢化や後継者の不足など、赤色の農地が増えていくことが予想されております。

耕作放棄地の色の割合は、どうなっているのか。

農地バンクの利用状況はどうなっているのか、どのようなかたちで利用されているのか教えてください。

事務局 (荒浪) 荒廃農地でございますが、市内で青地が約3,600ヘクタールありまして、そのうち田が約2,200ヘクタール、茶畑約360ヘクタール、外には畑等があります。その中で荒廃している農地が236ヘクタールで、Aが15ヘクタール、Bは221ヘクタールとなっております。

毎年、農業委員さんにより現地調査を行っていただいておりますが、浅羽北地区、笠原地区、村松地区において荒廃農地が多い場所となっております。

農地中間管理事業ではありますが、基盤法を使った相対での農地の貸し借りもありますが、農地中間管理を使った法律の中で、公的機関が間に入ることによって、地権者と耕作者が信頼の高い貸し借りを行うことができます。

袋井市の現状を申し上げますと、利用権設定、相対での契約が多くなっており、中間管理は少ないのが現状です。

令和7年度からは、利用権設定が廃止となり、中間管理を使った契約となりますので、周知するとともに推進してまいりたいと考えておりますので、御協力をいただきたいと思います。

松本委員 この構想は、誰の構想なのか。

	市の構想なのか、関係機関の構想なのか。 市の取り組みは記載されておりますので、わかりますが、それぞれの立場の役割も明確にする必要があると思われます。 取り組み期間は5年で、令和10年までの構想でよろしいのでしょうか。 来年、市の予算のなかでどのようなものが検討されているのか、わかれば教えていただきたい。
事務局 (荒浪)	この構想は市が定めるものであり、国の基本要綱・県の基本方針のなかでは、それぞれの各機関が担う役割が記載されております。市でもこれらを参考として役割を明確にしていく必要があると考えます。 期間については、10年後を見越した構想で5年後ごとに見直しをされております。
事務局長 (鈴木)	次年度予算に向けての調整しているところですが、構想の中でメインとなっているのが、農業者の担い手の確保、育成が大きな問題でクローズアップさせていただきました。 従来の袋井市は、国・県の支援事業を使いまして、がんばる新農業人や農業施設投資資金などを活用してきました。これだけでは不十分であることがわかってきましたので、具体的なことは申し上げられませんが、市独自で新たな担い手の確保に向けた支援策を考えております。 しかるべき段階になりましたら、ご報告させていただきます。 また、来月、役員の皆さんと意見交換をさせていただき、今、何が求められているのか、そういったことも意見交換していきながら、繋げてまいりたいと考えております。
松田委員	促進計画ですが、今年、地権者の方と10年間の設定をしましたが、それは令和7年にリセットされてしまうということですか。
事務局 (荒浪)	利用権設定は、経過措置の期間である令和6年度までに設定したものは、契約期間までは継続することになります。 経過措置が終了する令和7年度以降に終期を迎えたものについては、促進計画、農地法第3条による権利設定となります。
松本委員	この構想にそぐわないとか想定していない、作物別の経営面積や取り組みの内容、それぞれ分野における対策が必要となると思われます。また、地域別の内容も必要となると思われますがどうお考えでしょうか。
事務局 (松家)	今回の基本的な構想の中では、作物別の取り組みの方針、具体的な実施計画は、この中には入れるものではなく基本的な指標をのせることが構想の趣旨となっております。 作物別など具体的なものについては、これからの農業者の課題がでてきておりますので、作物別に沿ったプランを作成してまいりたいと思っております。

地域別の状況や計画については、それぞれ地域の特徴や課題があると思われますので、みなさんのご意見を集約しながら、農業振興ビジョンや農業振興地域整備計画もありますので、そちらのほうにも反映していくなかで、具体的に何をやっていけばよいのか、掲げてまいりたいと思います。

事務局長
(鈴木)

農業ビジョンですが、皆さんと1年間かけて作成させていただきました。作物別に今後の課題、今後の取り組みが記載されております。こちらについても定期的に見直しを行ってまいりたいと考えております。見直しを行う際には、皆さんと意見交換しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご承知おきください。

会長

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第39号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

ご異議なしと認めます。
よって議第39号については、承認することに決しました。

次に、日程第3、

「報第12号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」事務局から報告をお願いします。

事務局
(浜本)

それでは、30ページをご覧ください。
報第13号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。

【1】

土橋 []、田、[] m²、[]、計 [] m²
[] 転用目的、ほか35件

57ページ 計36件、268,397.31 m²でございます。

今回の解約についてですが、36ページから43ページの1番から33番については、工場での大規模な転用を今後予定しており、そのための農地の貸借の解約でございます。

また、44ページから57ページの35番と36番については、先ほどご説明いたしました、[] が個人として借りていた農地の貸借の解約でございます。

以上でございます。

議事録署名人